

大阪市北区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

(退職手当)

第3条 役員等には、対象手当を支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が本会の業務に出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。